

依頼の向こう側

弁護士21名、事務局13名の集団事務所に入所して5年目。
この機会に自分の仕事への取り組み方について、見つめ直してみようと思う。

法律事務所職員
森田 めぐみ

集団事務所の分業制

私の勤める事務所の事務局体制は、接客や電話受付を主とする「受付」と会計業務全般を行う「会計」、法律事務を主に扱う「渉外」の3つの部署と事務局長というポジションに分かれる分業制をとっている。

私は、入所して2年間「受付」で働いていたが、この間に、様々な事情を抱えた人たちが、藁にもすがる思いで法律事務所の門を叩いているということを知った。電話をかけてきても、来所しても、依頼者や相談者にとって真っ先に接する「受付」。顔が見える分、自分の仕事が依頼者の要求や権利を実現していくためのものだ、と、新米ながら自覚していたように思う。

しかし、3年目から「渉外」に移り、債務整理や申立て、書証作成などのデスクワークと裁判所などの外回りが主な業務となり、一日の大半を書類と向かい合って仕事をするようになった。また事務所の構造上「受付」と「渉外」が別の階にあるため、依頼者への対応が激減した。そのため、心がけているつもりでも、新しい仕事や日々進めていかなければならない仕事の中で、その依頼の向こう側にいる依頼者の存在が見えなくなってしまうときがあるように思う。

どの依頼も依頼者とつながっている

法律事務所を訪れて弁護士に依頼することは、一般市民においてそうあることではない。自分にとって数ある依頼の一つであっても、その依頼者にとっては人生がかかった事件であったりする。書証作成のための大量コピーの先に、依頼者の切実な要求があったり、債務整理で相手の業者にかける電話の先に、依頼者の新た

な一歩があったりする。顔が見えなくても、そこには常に依頼者の存在がある。私の行うコピーもファックスも封筒の宛名書きだって、依頼者とつながっている。当たり前のことだが、目の前の忙しさに追われて当たり前を見失いそうになるのだ。

業務だけでは為し得ないこと

我が事務所の弁護士は、市民の人権を守るために憲法擁護の運動にも取り組んでいる。その中でも最近私が力を入れているのは憲法ミュージカル。5月5、17、18、24、25日と三多摩地域の4会場で開催する憲法を題材としたミュージカルで、市民100人が出演し、多くの人に憲法を感じてもらうことを目的としている。この運動における弁護士の力は大きい。涙ぐましい地道な作業に打ち込む弁護士をそばで見ていると、法律事務所の事務局として、一緒に取り組む意義を強く感じるのである。そこには業務も依頼もないけれど、この活動もまた依頼者へとつながっていくのだ。憲法が変わってしまったら、依頼者の権利の根本にある裏付けが変わってしまうのだから。

5年目を迎えて

もう5年目。だが、まだまだ5年目である。私の知識も私にできることもまだ多くはない。しかし、だからこそ自分の取り組む依頼に対して、その向こうにいる依頼者に対して、誠実にありたいと思う。そして、依頼者だけでなく市民の人権を守ろうと日々走り回る弁護士の、良きパートナーと認められる事務局になれるよう、心がけながら働いていきたいと思う。